



2026 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社豊田自動織機
代 表 者 取締役社長 伊藤 浩一
(コード番号 6201 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 経理部長 玉木 康一
(TEL. 0566-22-2511)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2026 年 4 月 17 日付プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2026 年 4 月 17 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、株式併合に関する議案並びに、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する議案を付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から 2026 年 5 月 31 日までの間、整理銘柄に指定された後、2026 年 6 月 1 日に上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。なお、本株式併合の詳細は、2026 年 4 月 17 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
当社株式 74,100,604 株を 1 株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
300,468,607 株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
300,468,611 株

（注）効力発生前における発行済株式総数は、当社が 2026 年 2 月 3 日付で公表した「2026 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔I F R S〕（連結）」に記載された 2025 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数（325,840,640 株）から、当社が 2026 年 4 月 17 日開催の取締役会において消却を

決議し、2026年6月2日付で消却される予定の2026年3月31日現在当社が所有する自己株式
(25,372,029株)を除いた株式数です。

- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
4株

- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
16株

- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる
金銭の額

- (i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処
理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、トヨタアセット準備株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及びトヨタ自
動車株式会社（以下「トヨタ自動車」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1
株に満たない端数となる予定です。

本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた株主に対
して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に
満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。以下同じとします。）に相当する当社株式
を売却することによって得られる金銭を、株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当
該売却について、当社は、当社株式が2026年6月1日に上場廃止となる予定であり、市場価格のない
株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられること、及び本株式併合が、
当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一
環として行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが
整合的であることを踏まえ、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁
判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定してお
ります。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社
株式の数に、公開買付者による、当社株式に対する公開買付けにおける買付け等の価格と同額である
20,600円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但
し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される
金額が上記金額と異なる場合もあります。

- (ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
トヨタアセット準備株式会社（公開買付者）

- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保
する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る資金につい
ては、公開買付者の発行済株式の全てを所有するトヨタアセット株式会社による普通株式の引受けによる
出資、株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）、株式会社三菱UFJ銀行（以下
「三菱UFJ銀行」といいます。）及び株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）からの
借入れ並びにトヨタ不動産株式会社からの借入れにより賄うことを予定しているとのことです。

当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が2026年1月15日に提出した公開買付届出書（公
開買付者が同年2月12日付、同年3月2日付及び同年3月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届
出書により訂正された事項を含みます。）及びそれらに添付された出資証明書並びに三井住友銀行、三
菱UFJ銀行及びみずほ銀行からの借入れに関する融資証明書を確認することによって、公開買付者
における資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株
未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生し

ておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026年6月中旬頃を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年6月下旬頃から7月上旬頃を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2026年8月下旬頃を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する時間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、その場合、Deutsche Bank Trust Company Americas, Citibank, N.A., The Bank of New York Mellon, Convergenx Depositary, Inc. 及びJPMorgan Chase Bank, N.A. (以下、これらを総称して「本預託銀行」といいます。)により米国で発行されている当社株式に係る米国預託証券(以下「本米国預託証券」といいます。)に表章され、本預託銀行が所有する当社株式に関して本預託銀行に対して交付される金銭の額も同様となり、Deutsche Bank Trust Company Americas が2008年5月12日付で、Citibank, N.A. が2008年6月10日付及び2012年1月19日付で、The Bank of New York Mellon が2011年12月27日付で、Convergenx Depositary, Inc. が2014年10月16日付で、JPMorgan Chase Bank, N.A. が2013年5月31日付及び2019年11月22日付で、それぞれ米国証券取引委員会に提出した本米国預託証券に係る届出書(Form F-6EF)によれば、本預託銀行は、本米国預託証券に記載の条項に基づき本米国預託証券を解除の上、本米国預託証券の各所有者に対して、その所有する本米国預託証券が表章する本預託銀行に預託された米国預託株式の数に応じて、本預託銀行が交付を受けた金銭を米ドルに換算した金額から本預託銀行の手数料及び税金等を控除した金額の金銭を交付することができるとのことです。

2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は、2026年4月17日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、2026年6月3日に効力が発生する予定です。

- (1) 本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は16株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条(発行可能株式総数)を変更するものであります。
- (2) 本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は4株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条(単元株式数)、第8条(単元未満株式の買増し)及び第9条(単元未満株式についての権利)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。また、単元株式数の定めを廃止に伴い、定款第11条(株式取扱規則)について、所要の変更を行うものであります。
- (3) 本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるため、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令

和3年法律第70号)に基づく場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条(招集)第2項を削除するものであります。

- (4) 本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者及びトヨタ自動車のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条(基準日)及び定款第14条(電子提供措置等)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2026年5月12日(火)
整理銘柄指定日	2026年5月12日(火)
最終売買日	2026年5月29日(金)(予定)
上場廃止日	2026年6月1日(月)(予定)
本株式併合の効力発生日	2026年6月3日(水)(予定)

以 上